

特別調査委員会第1回答申について
(日本学生ソフトテニス連盟 理事会報告)

令和元年9月25日

日本学生ソフトテニス連盟は、第62回東日本ソフトテニス大会シングルス選手権における不正試合の発生をうけて、緊急の暫定措置を課すとともに特別調査委員会を設置し、

1. 今回の不正試合に関与した学生選手・審判員への適切な処分に関する件
 2. 今回の不正試合についての、実態解明、原因究明、および再発防止策に関する件
- について、諮問を行いました。

並行して、上記大会に参加した男子全校の大学部宛に、再調査依頼を行いました。

このたび、諮問事項第1点について、委員会第1回答申が提出されましたので、当連盟は9月20日に臨時理事会を開催して、本件答申について慎重に審議し、これを受理することを決定しました。結論として、暫定処分を、一定の条件の下に解除(効力発生日 9月20日)することとして、なお2点の付帯意見を付しています。

以下に、(1)経緯、(2)委員会第1回答申の結論(要約)および理事会付帯意見、(3)答申全文(別紙)を掲載して、ご報告いたします。

また、諮問事項第2点の実態解明、原因究明、および再発防止策に関しては、調査委員会において調査・分析の継続中であり、引き続き委員会からの報告を受けて対策するとともに、当連盟として、また加盟する地区学生連盟の秋季各種競技会についても、公正な競技会を確実に運営し、信頼回復に努めてまいります。

(1) 経緯

特別調査委員会は、当連盟理事会が決定した暫定処分については、処分後に自主的に競技会への出場を自粛している者もいるためそれらの者も含めて対象とすることを前提に、事案を調査した上で、処分の妥当性、暫定措置を解除する期日について結論を出し、当連盟理事会に報告することになりました。

8月20日以降現在までに3回の委員会を開催し、9月19日に聴聞会を開いて不正行為に関与した学生選手・審判員31名を対象に事実関係の確認と弁明の機会を設けました。

委員会開催日

第1回	2019年8月20日	第2回	2019年9月6日
第3回	2019年9月19日	(同日聴聞会開催後)	

(2) 答申の結論(骨子)および当連盟付帯意見

「2019年9月19日現在の段階で、出場停止の暫定処分の期間としては十分な長さになっており、したがって、本答申の提出日の後に開催される理事会における決定をもって、本件の暫定処分が解除されることが適切であると、本特別調査委員会は結論付ける。」

9月20日付理事会付帯意見

1. 当連盟は、東日本学生ソフトテニス連盟、および傘下の学連団体に、その主催・主管する競技会が公正適切に運営されるよう、一層の調査と是正措置を求める。

2. 暫定措置(自粛を含む)を解除された学生には、本年度末までを一応の目途として現況報告を求めるとともに、競技及びスポーツ科学に関する研修会等への積極的参加を求める。なお、前途ある大学生の所為に鑑みて、部活動のみならず学修、就職活動が円滑に進捗した日常生活に支障の生ずることのなきよう、教育上の配慮に基づき、今回、氏名の公表は行わない。

以上